

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【公開番号】特開2001-209327(P2001-209327A)

【公開日】平成13年8月3日(2001.8.3)

【出願番号】特願2000-20372(P2000-20372)

【国際特許分類】

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

G 09 F 9/00 3 3 6 G

G 09 F 9/00 3 5 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月17日(2007.1.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

そのため、対角寸法20インチ以下の液晶表示装置で主流となっているエッジライト型のバックライトでは必要とされる輝度を達成できないことがある。また、表示画面中央部で端部よりも輝度が小さくなり、輝度分布が不均一となることもある。エッジライト型のバックライトは、アクリル板等からなる導光板の端面に冷陰極蛍光管等の光源を配置したものであり、導光板の端面に沿った箇所以外に光源を配置することができないからである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

図2の要部断面斜視図に示すように、プラスチックフレーム11は、詳しくは、内側端に棚状突起11aを有する。この棚状突起11aが、一方では、拡散板12の周縁部を金属フレーム2の水平壁22の内側端部とともに挟持しており、他方では、表示パネル3の周縁部3aをベゼルカバー4の内側端部44とともに挟持している。プラスチックフレーム11における、棚状突起11aより上方の部分の内側端面11bが表示パネル3の端面に当接して、バックライト1に対する表示パネル3の水平方向の位置決めを行っている。